

第 4 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成28年9月28日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成28年9月28日(水曜日)

午前9時59分開議

午後0時20分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補
正予算（第11号）

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第7号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第8号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第15号 平成28年熊本地震被災文化財
等復旧復興基金条例の制定について

議案第16号 熊本県警察本部の内部組織に
関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第26号 工事請負契約の締結について

議案第51号 平成28年度熊本県一般会計補
正予算（第12号）

報告第4号 専決処分の報告について

報告第35号 公益財団法人熊本県武道振興
会の経営状況を説明する書類の提出に
ついて

報告第36号 公益財団法人熊本県暴力追放
運動推進センターの経営状況を説明す
る書類の提出について

報告第41号 家庭教育支援の推進に関する
施策の報告について

報告第42号 熊本県教育委員会の点検及び
評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①平成28年熊本地震からの復旧・復興プ

ランの改訂について

出席委員(8人)

委員長	瀏	上	陽	一
副委員長	橋	口	海	平
委員	山	本	秀	久
委員	城	下	広	作
委員	松	田	三	郎
委員	森		浩	二
委員	岩	田	智	子
委員	大	平	雄	一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長	宮	尾	千	加	子
教育理事	金	子	徳	政	
教育総務局長	青	木	政	俊	
教育指導局長	越	猪	浩	樹	
教育政策課長	田	村	真	一	
首席審議員兼学校人事課長	國	武	慎	一	郎
社会教育課長	河	村	雅	之	
文化課長	平	井		貴	
施設課長	西	川	哲	治	
高校教育課長	牛	田	卓	也	
政策監兼高校整備推進室長	手	島	和	生	
義務教育課長	坂	梨	光	一	
特別支援教育課長	藤	田	泰	資	
人権同和教育課長	古	澤	広	義	
体育保健課長	平	田	浩	一	

警察本部

本部長	後	藤	和	宏
警務部長	森	川		武
生活安全部長	甲	斐	利	美
刑事部長	吉	長	立	志

交通部長 奥 田 隆 久
警備部長 中 島 恵 一
首席監察官 松 岡 範 俊
参事官兼警務課長 熊 川 誠 吾
参事官兼会計課長 木 村 浩 憲
理事官兼総務課長 今 村 光 宏
参事官兼生活安全企画課長 田 中 哲 浩
参事官(組織犯罪対策) 内 田 大 和
参事官兼交通企画課長 田 中 亨
参事官兼警備第一課長 原 秀 二
交通規制課長 森 教 烈

事務局職員出席者

議事課主幹 黒 岩 雅 樹
政務調査課主幹 濱 邊 誠 治

午前9時59分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

ただいまから、第4回教育警察常任委員会を開会いたします。

次に、今回付託されました請第16号について、提出者から趣旨説明の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

まず、請第16号についての説明者を入室させてください。

(請第16号の説明者入室)

○淵上陽一委員長 説明者の方へ申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、御説明をお願いします。

(請第16号の説明者の趣旨説明)

○淵上陽一委員長 趣旨はよくわかりました。後で審査しますので、本日はこれでお引き取りください。ありがとうございました。

(請第16号の説明者退室)

○淵上陽一委員長 それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、教育委員会、警察本

部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○宮尾教育長 議案の説明に先立ちまして、まず、委員の皆様方、それから県民の皆様方におわびを申し上げなければなりません。

今月9日の日に、県立高校の教員に対する1件の懲戒免職及び1件の停職の懲戒処分を行いました。

懲戒免職は、盗撮により県迷惑行為防止条例違反の疑いで書類送検された案件であり、また、停職は、検定の問題と解答のコピーを試験前に生徒に渡した案件でございます。いずれも決して許されない行為でございます。

今後、二度と同様の事案が起こらないよう指導監督していくとともに、私ども組織を挙げて信頼回復に向けて全力を尽くしてまいりたいと思います。

着座のまま失礼いたします。

去る8月4日の教育警察常任委員会の管内視察におきまして、教育センター、装飾古墳館及び熊本高校を御視察いただきました。ありがとうございました。

それぞれの視察先でいただいた貴重な御意見については、今後の運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後、なお一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、今議会に提案しております教育委員会関係議案の概要について御説明させていただきます。

まず、補正関係でございますが、第1号議案平成28年度熊本県一般会計補正予算第11号でございます。

平成28年熊本地震に係る所要額及び平成28年度当初予算がいわゆる骨格予算として編成

されたことに伴う肉づけ分を計上するもので、59億9,800万円余の増額補正をお願いしております。

主なものとしたしましては、東稜高校ほか10校の災害復旧に要する経費に19億900万円余、それから苓洋高校、天草拓心高校ほか33校の施設改修等に要する経費に17億5,100万円余、それから平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金への積立金として8億1,200万円余を計上しております。

次に、第51号議案平成28年度熊本県一般会計補正予算第12号でございますが、平成28年熊本地震に係る所要額について、国の経済対策分として計上するもので、財源更正と700万円余の増額補正をお願いしております。

これは、災害復旧に要する経費が国庫補助の対象になったことに伴う財源更正と被災した国指定文化財の災害復旧に要する経費でございます。

次に、専決処分関係でございます。

第5号議案、第7号議案、第8号議案は、専決処分の報告及び承認に関するものでございます。

平成28年熊本地震に係る対応で、極めて緊急性の高いものについて、6月、7月及び8月にそれぞれ知事専決にて補正予算を編成させていただきました。そのために、報告を行うとともに、承認をお願いするものでございます。

主なものとしたしましては、平成28年熊本地震によるJR、南阿蘇鉄道の運休等で通学が困難になった生徒の通学支援に1億4,200万円余、被災した小中学校へのスクールカウンセラーの派遣等に9,500万円余を計上しております。

次に、条例等議案でございます。

議案第15号は、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例の制定で、被災した文化財の復旧、復興に資するための基金を設置するための条例の制定でございます。

このほか、報告第35号として、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について、それから報告第41号として、家庭教育支援の推進に関する施策について、また、報告第42号として、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について、それぞれ報告をさせていただきます。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の2ページ上段をお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、794万円を計上いたしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の現年教育施設災害復旧費の(1)教育センター災害復旧費でございますが、これは、平成28年熊本地震により毀損しました教育センター理科棟の備品を購入するための経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○國武学校人事課長 資料は、同じく2ページの下段をごらんいただきたいと思います。

全日制高等学校管理費といたしまして、1,039万8,000円を計上いたしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校運営費の(1)全日制高等学校運営費ですが、これは、平成28年熊本地震に伴い、避難所となった高等学校のうち11校の原

状回復に要する経費でございまして、財源は、熊本市、そして八代市からの負担金でございます。

また、特別支援学校費におきましても、38万4,000円の補正をお願いしておりますが、これも高等学校と同様に、避難所となった特別支援学校のうち2校の原状回復に要する経費でございまして、財源は熊本市からの負担金でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 説明資料の3ページをお願いします。

社会教育総務費でございますが、76万2,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)「親の学び」推進事業でございますが、これは、保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発等に要する経費のうち、幼稚園等で研究、実践を行い、その成果を提供するために必要な経費でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、4,916万6,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の社会教育施設災害復旧費の(1)青少年教育施設災害復旧事業費でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した菊池少年自然の家の雨天遊技場などを復旧するために必要な費用でございます。

次に、(2)の県立図書館災害復旧費でございますが、これは、熊本地震で被災しました県立図書館閲覧室の照明や空調設備等を復旧するための経費でございます。

なお、本経費につきましては、特に早急な復旧が必要として5月補正予算で計上しておりましたが、青少年教育施設は、その後の調査で新たな被害が判明し、また、県立図書館

は、設計調査段階において、照明の破損状況等が想定以上であることが判明したため、今回追加費用について計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

文化費でございます。

地震補正として8億1,973万円を計上しております。

説明欄でございます。

1の文化財保存管理費の(1)熊本文化財復興支援事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災しました文化財等の復旧、復興のため寄せられました寄附金の配分方法を専門的観点から検討を行う配分委員会の運営に要する経費でございます。

次に、(2)の鞠智城整備事業でございますが、これは歴史公園鞠智城の公園整備に要する経費でございます。

次に、2の平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金の(1)平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金でございますが、これは、平成28年7月末時点の文化財復旧のため寄せられました民間からの寄附金を、後ほど条例等議案に掲げております平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金へ積み立てるものでございます。

次に、教育施設災害復旧費でございます。

5億5,719万7,000円を計上しております。

1の社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災しました県指定文化財の災害復旧に要する経費でございます。熊本洋学校教師館いわゆるジェーンズ邸の復旧費など8カ所について計上しております。

次に、(2)の美術館分館災害復旧事業は、被災した美術館分館の災害復旧に要する経費でございます。

次に、(3)の文化財資料室災害復旧事業は、被災した熊本市南区域南町にございます文化財資料室の災害復旧に要する経費でございます。

次に、2の現年教育施設災害復旧費の(1)美術館本館災害復旧費でございますが、展示室内に設置する美術品用免震台、これは地震の揺れを吸収する移動式の展示ケースでございます。この購入経費等でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

1段目の事務局費でございますが、110万9,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の公立学校建設指導監督事務費の(1)公立文教施設整備事業指導事務費でございますが、これは学校施設整備を行う市町村の指導監督費でございます。

次に、2段目の学校建設費でございますが、17億5,186万7,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の県立高等学校施設整備費の(1)県立高等学校施設整備事業でございますが、老朽施設の改修や学習環境の整備に要する経費として、苓洋高校、天草拓心高校マリン校舎ほか33校の整備費を計上しております。

次に、3段目の特別支援学校費でございますが、1億4,721万9,000円を計上しております。

右側の説明欄でございますが、1の施設整備費の(1)特別支援学校施設整備事業でございますが、改修等に要する経費といたしまして、菊池支援学校ほか11校の整備費を計上しております。

最後に、4段目の教育施設災害復旧費でございますが、19億928万8,000円を計上してお

ります。

右側の説明欄をごらんください。

1の現年教育施設災害復旧費の(1)県立学校施設災害復旧事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した県立学校施設の災害復旧に要する経費でございます。東稜高校ほか10校の工事費を計上しております。

(2)公立文教施設災害復旧指導監督事務費でございますが、これは災害復旧を行う市町村の指導監督費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

体育振興費でございますが、1,066万7,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の社会体育振興費の(1)国際スポーツ大会競技普及事業でございますが、これは、2019年に開催される女子ハンドボール世界選手権及びラグビーワールドカップを契機とした競技普及のためのハンドボール・ラグビー教室の開催に要する経費でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、7億3,297万2,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の社会教育施設災害復旧費の(1)県営体育施設災害復旧事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災しました県営体育施設の災害復旧を行うために必要な費用でございます。熊本県民総合運動公園ほか5施設の復旧工事等を計上しております。

続きまして、説明資料の7ページをお願いいたします。

総合射撃場災害復旧事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、平成28年熊本地震により被災した総合射撃場につきまして、エアライフル等のつり天井が落下しており、復旧に要する期間として、平成29年6月までの工期が必要であるため、債務負担行為を設定するものでございます。工事費及び工事監理委託料として7,427万1,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

続きまして、条例等の議案関係を説明させていただきます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

第15号議案として、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金条例の制定について提案させていただいております。

これは、平成28年熊本地震により被災しました文化財保護法第2条第1項、これは、さまざまな文化財の定義、有形文化財、無形文化財、そういった定義を規定しておる条項でございますけれども、これに規定する文化財及びこれと一体をなす建造物、その他の物件の復旧を支援し、もって当該地震による災害からの復興に資するため、基金を設置する必要があるため、条例を制定するものでございます。

平成28年7月末時点で、民間から文化財復旧のための寄附金として8億1,293万6,000円が寄せられております。

その後も、肥後銀行から本年度分として5億円、JR西日本から4億円など、多くの寄附が寄せられておまして、今後も、同様の寄附金については、本基金に積み立てていくこととしております。

本基金の対象は、指定文化財だけでなく、未指定の文化財を含めております。用途としては、国や県などの補助金を充てても、なお発生する所有者負担分などへ交付することが考えられておりますが、具体的には今後組織

する配分委員会で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

報告第35号としまして、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について提案しております。

法的根拠と県の出資比率につきましては、12ページをごらんください。

公益財団法人熊本県武道振興会の基本財産額に占める県の出資額の割合は30.3%と、4分の1以上、2分の1未満であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その経営状況を説明する書類を議会に提出するものでございます。

お手元の別冊資料公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類、これを用いまして、平成27年度決算及び平成28年度事業計画につきまして御説明いたします。

資料を2枚めくっていただきまして、1ページから平成27年度事業の実績を記載しております。

まず、1、武道普及奨励に必要な事業といたしまして、(1)武道指導者講習会、3ページに(2)熊本県武道祭など、5ページまで事業実績を記載しているところでございます。

また、6ページから、2、青少年育成指導に必要な事業としまして、(1)少年武道教室や(2)幼少年武道1日体験教室などの事業実績を記載しております。

続きまして、10ページから15ページにかけて、平成27年度決算関係資料を掲載しております。

10ページをごらんください。

正味財産増減計算書について御説明いたします。

当年度の欄をごらんください。

4行目の基本財産運用益から13行目の雑収入にかけまして、経常収益について記載しておりますが、これら経常収益の合計は3,980万2,713円でございます。

また、経常収益の合計の次の行から経常費用について記載しております。

大きく分けまして、事業費、管理費と記載しております。これら経常費用の合計は3,829万2,303円でございます。

さらに、経常収益から経常費用を差し引きしました当期経常増減額は151万410円でございます。

次に、16ページからは平成28年度の事業計画を掲載しております。

事業計画につきましては、まず1、武道普及奨励に必要な事業としまして、(1)熊本県地域社会弓道指導者研修会や(2)居合道指導者講習会など19ページまで掲載しております。

また、20ページから、青少年育成指導に必要な事業としまして、(1)少年武道教室や(2)幼少年武道1日体験教室などを掲載しております。

最後に、24ページから25ページにかけてまして、平成28年度収支予算書を掲載しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 説明資料の13ページをお願いいたします。

報告第41号といたしまして、くまもと家庭教育支援条例第11条の規定に基づき、家庭教育支援の状況について御報告いたします。

13ページから18ページについては、平成28年度の関係各課の取り組みを一覧にしたものでございます。

具体的な内容につきましては、平成27年度の取り組みを含め、19ページからの詳細で御

説明いたします。

資料の19ページをごらんください。

条例施行後に、くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置いたしまして、関係各課で年2回、連携、協力に向けた会議を行っております。

平成27年度の主な取り組みと成果を御説明申し上げます。

昨年度は、5部局15課で66の施策に取り組みました。

以下、各柱ごとに事業の取り組みの例を示しながら御説明いたします。

(1)の親としての学びを支援する学習機会の提供につきましては、社会教育課におきまして、親の学び講座を県内1,448カ所で開催し、6万5,796人が参加いたしました。保護者への学習機会や情報の提供に取り組んだところでございます。

(2)の親になるための学びの推進につきましては、私学振興課におきまして、高校生の保育体験に関し、高校生を受け入れた私立幼稚園15園に対する支援を行いました。

(3)の人材養成につきましては、高校教育課におきまして、家庭や地域と連携した学校の役割を担う家庭科主任の資質向上を図ったところでございます。

(4)の家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進につきましては、社会教育課におきまして、地域教育コーディネーター活用補助事業により、6市町が家庭教育支援員を配置し、相談対応や学習機会の提供などに取り組んだところでございます。

(5)の相談体制の整備及び充実につきましては、子ども家庭福祉課において、ひとり親家庭の自立に向け、就業や生活、養育等の保護者への悩みの対応などを行ったところでございます。

(6)の広報及び啓発につきましては、条例関係課が連携して、家庭教育推進フォーラムを開催し、県民意識の高揚を図りました。

20ページの四角枠内をごらんください。

施策を推進する中で、課題も明らかになってまいりました。

就学前の乳幼児の保護者や高校生等を対象とした「親の学び」プログラムの活用につきましては、少しずつ普及は進んでおりますが、一層の普及を図るために、関係機関、関係課との連携を深める必要があるということでございます。

また、携帯電話、スマートフォン等の普及に伴うさまざまなトラブルがございますが、家庭でのルールづくりなどを行っている家庭は多くなく、今後も現代的課題への対応に取り組む必要があるということでございます。

これらの課題も踏まえまして、21ページになりますが、平成28年度の主な取り組みについて御説明いたします。

(1)(2)につきましては、保護者、中高生等を対象とした「親の学び」講座の充実、推進に取り組んでまいります。

(3)の人材養成につきましては、昨年度の取り組みを継続するとともに、(4)家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進につきましても、生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習援助などを新たに加え、取り組んでまいります。

(5)相談体制の整備及び充実、(6)広報及び啓発につきましても、関係各課連携しながら継続した取り組みを行ってまいります。

22ページの四角枠内をごらんください。

昨年度の課題を踏まえた本年度の取り組みをまとめております。

乳幼児期の保護者の学習機会の充実を図るための取り組みや、県内の保育所や幼稚園、高等学校等のあらゆる機会での学習機会の設定を促してまいります。また、携帯電話、スマートフォンの普及に伴う現代的課題への対応にも努めてまいります。

以上のとおり、今年度は、5部局17課で連携、協力して取り組んでまいります。課題が

見えてきました事項につきましては、その解決に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

なお、23ページからは平成27年度の取り組みの詳細を、30ページからは平成28年度の取り組みの詳細を記載しておりますので、後ほど御参照ください。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の41ページをお願いいたします。

報告第42号といたしまして、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について御説明させていただきます。

報告書本体につきましては、別冊にして配付しておりますが、本日は概要によりまして説明をさせていただきます。

教育委員会におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関しまして、点検及び評価を実施し、議会に報告することとなっております。

42ページをお願いいたします。

報告書の概要としましては、教育施策の実施状況については、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランに沿って、平成27年度の取り組み状況を整理しております。

なお、点検、評価に当たり、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プラン推進委員会を平成28年7月に開催し、外部有識者からの意見もいただいております。

では、第1部、教育委員会の活動状況について御説明いたします。

会議を、定例会12回、臨時会3回開催いたしましたほか、学校等訪問、県選挙管理委員会や農業関係校長会との意見交換会を実施し、学校行事にも参加いたしました。

また、教育委員会の活動内容について、広報誌やホームページなどを活用して情報発信を行っております。

次に、第2部、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランに関連する教育施策の実施状況でございます。

1、重点的な取り組みであります夢を叶えるミッションにおきます(1)子どもたちの夢をはぐくむ、①といたしまして、家庭教育支援にしっかり取り組みますにつきましては、指標としましては、くまもと家庭教育支援条例の認知率を掲げております。家庭教育推進フォーラムや「親の学び」講座の開催等を行いましたが、残念ながら策定時を下回っております。

今後、フォーラムの開催、啓発チラシの配布などにより、20代、あるいは30代への周知を引き続き図っていくとともに、親の学びに関する幼稚園、保育所のモデル園、高校の研究指定校での研究実践の成果を県内の関係機関に提供し、普及に努めてまいります。

43ページをお願いいたします。

②いじめのない学校をつくりますにつきましては、指標として、学校は楽しいと感じる児童生徒の割合でございます。

熊本県いじめ防止対策審議会等の開催、いじめの防止等対策モデルプログラム研究指定校の指定、心のアンケートの実施、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を行っておりますので、全体としては横ばいで推移しております。

今後、引き続き、心のアンケートを生徒の実態や社会の変化に即して実施し、いじめの早期発見、解消に活用するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家の活用による相談体制の充実を図ってまいります。

③「熊本の心」を活用して豊かな心をはぐくみますにつきましては、指標は、「熊本の心」を活用した道徳の時間を地域や保護者に

公開した学校の割合でございます。

「特別の教科 道徳」の趣旨、内容を踏まえた取り組みの充実に向けたリーフレットの配付、道徳教育用郷土資料「熊本の心」広報テレビ番組の制作、放映及び映像資料DVDの配付などによりまして、小学校、中学校ともに目標値を達成しております。

今後は、「熊本の心」を活用したテレビ番組の制作、放送、DVDの配付による道徳教育を推進し、広く県民への普及を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、④でございます。

障がいのある子どもの学びを支えますにつきましては、指標は、高等学校において、学校が把握する発達障害の診断を受けている生徒についての個別の教育支援計画作成率でございます。

小中学校の通常の学級担任及び高等学校の全ての教員を対象とした研修の実施などによりまして、目標値を達成しております。

今後は、特別支援学校による巡回相談等を実施し、教員の指導力を向上させるとともに、高校につきましては、合理的配慮協力員を配置し、教員等への助言を行ってまいります。

次に、⑤英語を話せる子どもを増やしますにつきましては、指標は、中学生の英語が「好き」「分かる」生徒の割合でございます。

小学校用英語教材「I CAN DO IT! Junior」の作成、配付、県立学校の英語教員を対象とした外部検定試験の実施などによりまして、いずれも上向きで推移しております。

44ページをごらんください。

今後は、小学校英語教育フォローアップ研修を始めるなど、指導力、英語力の向上に向けた教員研修のさらなる充実を図るとともに、小学校用英語教材「I CAN DO IT! Junior」など、県版教材のさらなる有効活用を図ってまいります。

⑥として、貧困の連鎖を教育で断ち切りま
すにつきましては、指標としましては、生活
保護世帯の高校進学率ですが、知事部局の所
管であるため、ここには掲載しておりませ
ん。

主な取り組みといたしまして、高等学校等
就学支援金制度の周知、奨学のための給付金
の給付、熊本県育英資金貸し付けを行いまし
た。

今後も、高等学校等就学支援金制度や奨学
のための給付金について、リーフレットの配
付などによりまして制度内容の周知徹底を
図ってまいります。

続きまして、(2)子どもたちの夢を
①として、海外にチャレンジする若者を
増やしますにつきまして、指標は、海外高
校への留学者数でございます。

熊本県高校留学支援金の支給、州立モン
タナ大学への派遣、熊本・モンタナ留学プ
ログラムによる派遣、水俣高校の平成28
年度からのスーパーグローバルハイスク
ールの指定などの取り組みによりまして、
策定時より37人の増加をしております。

今後は、各県立高校に海外留学・進学
アドバイザーを配置し、海外を目指す生
徒の指導体制を整え、また、専門高
校生による海外インターンシップを
実施し、県内企業の海外進出先
に派遣するなどの取り組みを行って
まいります。

続きまして、②進学や就職の夢を
叶えますにつきまして、指標は、大
学等進学率及び県立高等学校にお
ける大学等進学希望者の進学率
です。

くまもと「夢への架け橋」ゼミ、全
県立学校におけるインターンシップ
の実施、県立高校へのキャリアサ
ポーターの配置などにより、い
ずれも上向きで推移してござい
ます。

今後も、教員を対象とした教科指
導力などの向上を充実させ、教
員の専門性の向上、生徒の確
かな学力の育成につなげると
ともに、

インターンシップの普通科にお
ける生徒の体験率向上を図って
まいります。

45ページをごらんください。

(3)子どもたちの夢を支える、①
スーパーティーチャーをつくり
ますについて、指標は、スー
パーティーチャーの導入です。

平成27年度現在で、県立学校
に10名配置となり、示範授
業や公開授業、教員に対する
教育指導、助言を行いました。

今後も、ホームページを活用
した公開授業などの周知や
会議等での働きかけにより、
配置校以外での活用を促進
してまいります。

②地域に開かれた学校をつ
くりますにつきましては、
指標は、コミュニティ・ス
クールの数及び学校を支
援するボランティアの数
です。

熊本版コミュニティ・ス
クールの地区別推進シ
ンポジウムの開催、寺
子屋プランナーによる
市町村教育委員会及び
小中学校への助言、
学習支援、体験活動
ボランティアチームの
派遣などによりまして、
いずれも上向きで
推移しております。

今後は、コミュニティ・
スクール推進協議会
及び各市町村教育長
への説明会の実施や
リーフレットの作成
などにより、導入に
向けた働きかけを行
ってまいります。

続きまして、③学力の
向上につながる教育
の情報化を推進しま
すにつきまして、指
標は、ICTを活用し
て指導できる教員
の割合です。

未来の学校創造プロ
ジェクトの研究推進
校の取り組みを中心
とする好事例の収
集、整理、あるいは
ICTコンテストの
開催などにより、
上向きに推移して
おります。

今後も、県立中高
校での好事例を収
集、整理し、ワー
クショップや公開
授業などを開催
して、中学、高
校に適した活用
方法を提案して
まいります。

次に、2、その他特
記すべき取組、(1)
人権教育の充実
についてござい
ます。

人権教育充実のための研修、会議、若手教職員のための菊池恵楓園現地研修の実施、人権教育・啓発リーフレットの作成、配付などに取り組みました。

今後は、人権尊重の精神に立った学校、園づくりを推進するため、研修対象者に求められる資質、能力を明確にしたOFF-JTと校内での教育実践の交流等を通じたOJTとの関連を図った計画的な研修に取り組んでまいります。

46ページをごらんください。

(2) 県立高校の再編整備につきましてでございますが、新設高校の校地となる2校に新設高校開設準備室を設置し、地元の関係者による検討委員会を開催し、校名案や教育方針の検討など、新校開校に向けた準備を行いました。

今後は、新設高校の入学者数の確保や通学支援に取り組んでまいります。

(3) 文化財の保存・活用につきましては、日本遺産の認定を受けた人吉・球磨地域の魅力、価値を県内外へ発信するためのシンポジウムや記念ツアー等の実施、公益財団法人永青文庫からの預かり品等の調査、修復、展示を行いました。

今後は、文化財の国、県指定や人吉・球磨地域における市町村指定の促進を図り、また、美術館の展示企画の充実や効果的な広報活動に取り組んでまいります。

(4) スポーツの振興につきましては、2020年東京オリンピックに向けた選手の育成強化や総合型スポーツクラブの育成を行いました。

今後は、関係団体とさらなる連携を図りながら、引き続き競技者の計画的な育成強化を行い、総合型スポーツクラブの指導員の育成を通して、スポーツに触れ合う環境の整備に取り組んでまいります。

なお、熊本地震への対応につきましては、この点検評価報告書の中では個別に記載して

おりませんが、復興・復旧プランに基づきまして、全庁的に最優先で取り組んでいるところであり、教育分野におきましても、教育環境の回復などに全力で取り組んでまいります。

この熊本県教育委員会の点検及び評価につきましては、本議会での報告の後、報告書をホームページに公表する予定でございますが、今後とも、教育委員会の取り組み状況につきまして、県民の皆様にご覧いただきたく努めてまいります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村教育政策課長 引き続き、今度は9月補正の経済対策分の説明資料の2ページ上段をお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、財源更正をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1、現年教育施設災害復旧費の(1)県立学校情報通信環境災害復旧費ですが、これは、平成28年熊本地震により被災した県立学校備品教材の災害復旧に要する経費が、国庫補助の対象となったことに伴う財源更正でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料は、同じく2ページの下段をお願いいたします。

教育施設災害復旧費におきまして、財源更正をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の現年教育施設災害復旧費の(1)県立学校備品教材災害復旧費ですが、これは、平成28年熊本地震により被災した県立学校備品教材の災害復旧に要する経費が、国庫補助の対

象となったことに伴う財源更正でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

続きまして、説明資料の3ページ上段をお
願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、707
万円を計上いたしております。

説明欄の1、社会教育施設災害復旧費の
(1)文化財災害復旧事業でございますが、こ
れは、平成28年熊本地震により被災した国指
定文化財の災害復旧のために必要な費用でご
ざいます。国から熊本城の石垣の移動など応
急処置費用として認められたものの県負担分
上乗せ補助について計上いたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課で
ございます。

同じく、資料3ページの下段をお願いしま
す。

教育指導費でございますが、597万6,000円
の財源更正でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1、指導行政事務費の(1)特別支援学校通
学支援事業でございますが、これは、平成28
年熊本地震により被災した公共交通機関が復
旧するまでの間、阿蘇郡市からひのくに高等
支援学校及び大津支援学校に通学している生
徒のための通学支援に要する経費ございま
す。国の第2次補正予算において、被災児童
生徒就学支援等事業として予算措置される見
込みとなったための財源更正でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございま

す。

今度は、9月補正予算6月専決分の予算の
説明をさせていただきます。

説明資料の2ページ上段をお願いいたしま
す。

事務局費でございますが、402万円を計上
いたしております。

右側の説明欄をごらんください。

1、事務局運営費等の(1)派遣職員関係経
費(教育庁分)でございますが、これは、平成
28年熊本地震に係る学校施設及び体育施設の
復旧・復興事業を円滑に推進するため、他都
道府県より建築職等の技術職員を中心とした
中長期的な派遣を受け入れるための経費でご
ざいます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いします。

○國武学校人事課長 学校人事課でございま
す。

説明資料、同じく下段をごらんいただきた
いと思います。

事務局費として8,933万5,000円を計上いた
しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の事務局運営費等の(1)派遣職員関係経
費(学校分)ですが、これは、平成28年熊本地
震により被災した児童生徒の心のケア及び学
力保障など、災害に伴い新たに発生する業務
に不足する教職員を確保するための宿舍借り
上げ等に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

続きまして、9月補正予算7月専決分を御
説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、
8,265万6,000円を計上いたしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

1の社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した国指定等文化財の災害復旧のために必要な費用でございます。国から熊本市や阿蘇神社の応急処置等が認められたものの県負担分について計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田村教育政策課長 続きまして、9月補正予算8月専決分の予算の説明をさせていただきます。

説明資料の2ページ上段をお願いいたします。

事務局費でございますが、2,851万1,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1、事務局運営費等の(1)教育環境緊急整備事業でございますが、これは、熊本地震により校舎が甚大な被害を受けました県立第二高校におきまして、当分の間、仮設校舎での授業を余儀なくされておりますので、生徒の学習活動の遅延や学力、学習意欲の低下を防止するため、ICTを活用して生徒の学習支援を行いますので、その機器の購入費についての経費を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料は、同じく2ページの下段をお願いいたします。

事務局費として619万円を計上いたしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の職員給与費の(1)教育委員会事務局職員給与ですが、これは、受け入れております長

期派遣職員の方々のうち、学校施設及び体育施設の災害復旧に従事する建築職等の技術職員に支給する災害派遣手当でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の3ページ上段をお願いいたします。

教育指導費でございますが、1億4,787万8,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の指導行政事務費の(1)高等学校等通学支援事業でございますが、これは、平成28年熊本地震による鉄道及び路線バスの運休により通学が困難となる生徒のための9月以降の臨時バス運行に要する経費でございます。

次に、2の児童生徒の健全育成費の(1)県立中・高等学校スクールカウンセラー等活用事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置等に必要な費用でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂梨義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の同じく3ページ下段をお願いいたします。

教育指導費でございますが、9,586万円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の児童生徒の健全育成費の(1)小・中学校スクールカウンセラー等派遣事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの派遣等に要する経費を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○淵上陽一委員長 それでは、続いて、警察
本部から説明をお願いします。

初めに、後藤警察本部長。

○後藤警察本部長 委員の皆様には、改めま
して平素賜っております格別の御理解と御支
援に対し、厚くお礼を申し上げます。

それでは、座って説明させていただきま
す。

まず、6月定例会以降の熊本地震への対応
について若干申し上げますと、6月をもって
県外の警察からの応援が終了いたしましたこ
とから、その後、警察本部と熊本市内署の警
察官を中心に体制を確立いたしまして、被災
地や避難所、仮設住宅におけるパトロールや
訪問活動を強化し、被災者の不安感の除去に
努めております。

また、さきの夏の人事異動におきまして、
被災地を管轄する警察署に警察官を増員いた
しており、引き続き被災地等におけるパトロ
ールや仮設住宅等に対する訪問活動を行い、
県民の安全、安心の確保に努めてまいりま
す。

それでは、今回、県警察から提案をさせて
いただいております7件の議案等について、
その概要を御説明申し上げます。

まず、第8号議案一般会計補正予算第9号
8月専決分でございますけれども、復旧・復
興に向けた総合治安対策費といたしまして、
8月8日に知事の専決処分をさせていただきました被災地防犯アドバイザーの配置に関す
る1,300万円余の増額補正につきまして、御
報告と御承認をお願いするものでございま
す。

次に、第1号議案一般会計補正予算第11号
についてでございます。

災害復旧費など、総額16億3,300万円余の

増額補正をお願いしております。

主なものといたしましては、肉づけ予算分
といたしまして、駐在所の新築、移転用地購
入費などといたしまして1億6,800万円余、
信号機の新設、更新費などといたしまして1
億4,900万円余など、復旧、復興に向けた総
合治安対策費といたしまして、熊本地震後の
新たな渋滞箇所の円滑化を目的とした交通流
監視カメラの整備費として1,200万円余、警
察施設災害復旧費といたしまして、運転免許
センターや警察学校体育館等の復旧工事費12
億2,400万円余などを計上しております。

次に、第51号議案一般会計補正予算第12
号、追加提案分でございますけれども、これ
につきましては、交通安全施設災害復旧費の
国庫予算措置に伴う財源更正を行うものであ
ります。

次に、第16号議案の熊本県警察本部の内部
組織に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてでありますけれども、これにつ
きましては、警察法施行令の一部改正に伴い、
関係条例の規定を整備するものでございま
す。

次に、第26号議案の工事請負契約の締結に
ついてでありますけれども、これにつきましては、
熊本市北区と合志市を管轄する警察署
の庁舎新築工事に関するものでございます。

次に、報告第4号でありますけれども、こ
れにつきましては、専決処分させていただきました7件の交通事故の和解についての報告
でございます。

最後に、報告第36号でございますけれども、
公益財団法人熊本県暴力追放運動推進セ
ンターの平成27年度決算と平成28年度事業計
画に関する書類を提出させていただくもので
ございます。

詳細につきましては、この後担当者から説
明をさせますので、御審議のほどよろしくお
願い申し上げます。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○木村会計課長 お手元の警察本部の説明資料によりまして、第1号議案、第8号議案、第51号議案について御説明をさせていただきます。

説明資料(付託議案関係)の1ページをお願いいたします。

これは、8号議案一般会計補正予算第9号でございます、これから御説明をさせていただきます。

8月8日に知事専決処分いただきましたものでございますが、右側の説明欄をごらんください。

総合治安対策費として、1,342万5,000円の増額をお願いしております。

これは、震災からの復旧、復興過程におけるさまざまなトラブルや犯罪を未然に防ぐため、被災自治体の活動支援や被災者の相談対応等を行うものでございます。9月1日から、被災地防犯アドバイザーとして警察官OB4名が業務を始めております。

この8月専決補正後の警察費は375億9,185万3,000円となります。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1号議案一般会計補正予算第11号について御説明いたします。

上段の警察本部費でございます。

右側の説明欄をごらんください。

警察一般管理費で1,472万2,000円の増額をお願いしております。

(1)は、地震関連事業でありまして、被災した運転免許センターの復旧工事期間中、県民の利便性及び安全を確保するため、総合案内の臨時職員を雇用するものでございます。

(2)は、肉づけ予算分でありまして、女性の活躍促進に向けた働きやすい環境づくりのため、警察署や交番に女性専用のシャワー室

を整備するものでございます。

次に、2段目の警察施設費でございます。

右側の説明欄をごらんください。

警察施設整備費で1億6,854万円の増額をお願いしております。

これは、肉づけ予算分ではありますが、警察施設の新築や改修などに要する経費で、菊池市の七城駐在所などの建てかえ費や玉名市の寺田駐在所の移転用地の購入に要する経費などでございます。

次に、3段目の警察活動費でございます。

右側の説明欄をごらんください。

1の総合治安対策費で3,232万9,000円の増額をお願いしております。

これは地震関連予算であります、1つ目として、本年6月の熊本市桜町再開発解体工事現場事務所に対する拳銃発砲事件の発生を受け、復旧、復興事業への介入を狙った暴力団や暴力団関係企業を徹底排除し、関係事業者を保護するために必要な捜査資機材を整備する経費として533万5,000円をお願いしております。

2つ目として、熊本地震や6月の大雨被害に伴う捜索活動等で費消した災害用装備資機材の補充、高度化を図る経費として1,497万3,000円を、3つ目として、地震後、県内交通の増加、交通流の変化により新たな交通渋滞が発生している状況にあることを踏まえ、渋滞原因に応じた対策を図ることにより、円滑な移動、物流を確保するため、主に被災地周辺の渋滞路線に交通流監視カメラを設置する経費として1,202万1,000円をお願いしております。

次に、2の交通安全施設費で1億7,476万8,000円の増額をお願いしております。

これは、肉づけ予算分などとして、安全で円滑な交通環境を確立するため、道路の新設、改良や通学路対策などに必要な信号機の新設、更新時期を迎えた信号制御機や信号柱の更新、道路交通法の改正に伴う準中型自動

車制度の新設に対応する道路標識の改修などを進めるものでございます。

なお、交通安全施設費は、6月補正予算までに11億7,045万3,000円を計上しておりますが、この補正額を加えた今年度の交通安全施設費の予算総額は、前年度予算額と比較して7,000万円ほど増額措置していただくこととなります。

以上、警察費計欄のとおり、警察費の補正額は3億9,035万9,000円の増額となり、補正後の警察費は379億8,221万2,000円となります。

3ページをお願いします。

災害復旧費でございます。

右側の説明欄をごらんください。

警察施設災害復旧費で12億4,274万8,000円の増額をお願いしております。

(1)は、被災した警察施設の緊急点検調査結果に基づき、運転免許センターや御船警察署、小国警察署赤馬場駐在所など67施設の復旧工事やその監理委託を行う経費でございます。

(2)は、被災した自動車ナンバー自動読み取り装置など、警察装備品の復旧整備に要する経費でございます。

以上、災害復旧費計欄のとおり、補正後の災害復旧費は16億1,028万8,000円となります。

次に、別冊になっております説明資料の(追号平成28年度9月補正予算)と記載した資料をお願いします。

これは、国の28年度第2次補正予算に呼応するためのものでございます。

右側の説明欄をごらんください。

4月専決及び5月補正において予算補正されました交通安全施設の復旧に要する経費について、国庫補助金が国の補正予算で措置されることに伴い、一般財源等の一部を国庫補助金に振りかえるものでございます。

下段は、第1号議案、第8号議案及び第51

号議案の合計額を記載しております。

警察費と災害復旧費を合わせた補正額は16億4,653万2,000円の増額となり、補正後の合計額は395億9,250万円となります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○熊川警務課長 第16号議案熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

資料は、4ページから6ページになります。

都道府県警察本部の内部組織につきましては、警察法第47条第4項において、都道府県警察の内部組織は、政令の定める基準に従い、条例で定めることとされており、警察法施行令の別表第1にその基準が示されております。

熊本県においては、この警察法施行令に示された基準に従い、熊本県警察本部の内部組織に関する条例において、警察本部に置く部及びその分掌事務を定めております。

今回、平成28年6月7日に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が制定されたことに伴い、警察法施行令が改正され、別表第1の警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するものが加えられたことから、熊本県警察本部の内部組織に関する条例についても同様の改正を行うものであります。

施行日につきましては、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行日であります平成28年11月30日としております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村会計課長 7ページをお願いいたします。

第26号議案工事請負契約の締結についてで

ございます。

本件は、7月27日に仮契約を行いました仮称熊本合志警察署庁舎新築工事の本契約の締結について御審議をお願いするものでございます。

本工事の入札は、施工体制確認型総合評価方式による一般競争入札で実施をしましたが、共同企業体4者の参加申し込みがあり、入札金額と入札参加者の技術提案等に対する評価を総合的に行いました結果、建吉・富坂・三友建設工事共同企業体を落札者と決定したものであります。契約金額は14億3,856万円で、平成30年2月末の完成を目指しております。

なお、8ページから9ページにかけて、契約の詳細な状況を記載しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○松岡首席監察官 監察でございます。報告第4号について説明いたします。

資料は、10ページから13ページになります。

報告第4号専決処分の報告でございます。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた7件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し議会へ御報告させていただくものでございます。

それぞれの事故の概要は、12、13ページに詳しく記載させていただいております。

いずれの事故も物損事故として処理をされておりますが、警察側の過失が大きい事故であり、相手方の賠償は全て警察で加入しております自動車保険で対応しております。

なお、昨日現在での公用車によります交通事故につきましては、警察側にも責任のある事故が42件発生しており、前年同期と比較しますと、プラス・マイナス・ゼロという現状で推移をしております。

発生した事故の原因をみますと、安全

不確認が全体の6割と最も多く、これらの事故は職員が当たり前の注意を行えば防げたのではないかと認められるものであり、また、事故を起こした職員の年齢をみますと、20歳代、30歳代が全体の7割以上を占めている現状でありますことから、今後も、引き続き、公用車交通事故の防止に対する職員の意識啓発と指導、教養及び運転訓練等の実効のある対策に取り組みますとともに、若い世代の職員に特化したさらなる訓練等の強化にも努めてまいります。

以上であります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○内田刑事部参事官 報告第36号公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について御説明させていただきます。

当センターにつきましては、県が出資している法人であり、地方自治法の規定に基づきまして、県議会に関係書類を提出するものでございます。

では、内容について説明させていただきます。

当センターは、暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的として設立された公益法人であります。

暴力団を許さない県民意識の高揚と不当要求からの被害防止を事業の基本とし、暴力団排除の広報啓発、暴力相談の対応、暴力団離脱者の社会復帰支援等を積極的に推進しております。

平成27年度の決算につきましては、事業収入が3,651万7,628円、事業支出が3,641万4,051円でございます。

次に、平成28年度事業計画についてでございます。

前年に引き続き、暴力団を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団員等による不当な行為からの被害防止を基本に、具体的事業といた

しましては、別冊の経営状況を説明する書類、これの29ページから33ページに記載しております、(1)の犯罪被害者救済事業、(2)の犯罪被害防止事業等を行ってまいります。

平成28年度の事業予算につきましては、収入が4,178万6,000円、支出が4,449万5,867円でございます。支出が収入を上回っておりますが、超過分につきましては、前期繰越金で対応することとしております。

当センターでは、昨今の厳しい暴力団情勢等を考慮し、より一層適正かつ効果的な事業の推進を図ることとしております。

今後とも委員の先生方の御理解とお力添えをお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をしてください。質疑はありませんか。

○松田三郎委員 教育委員会の最初の説明をいただいた資料、厚いやつの4ページあるいは8ページの基金の条例関係です。

文化課の平井課長にお尋ねしたいと思いますが、先ほどの説明で、10ページの条例の説明の中で大体対象というのはわかりましたけれども、文化財保護法第2条1項に規定する文化財というのが、御説明のように、有形、無形、いろいろ定義がされていると。「及びこれと一体をなす建造物」というのは、物理的に周辺というか一体でないということなんでしょうけれども、さらには、その他の物件というのは建造物と並立の文言でしょうけれども、イメージとすると、場所的に近くないと、まず対象にならない。ぽんとそこに一つだけあるのはちょっとというのが明確にさ

れた条例なのかどうかというのを、まずちょっとお聞きします。

○平井文化課長 文化課でございます。

今委員から御質問のございました文化財のこの基金の対象になる部分で「文化財及びこれと一体をなす建造物その他の物件」と。

これと一体をなすといいますのは、例えば熊本城の天守閣で申し上げますと、石垣の部分、これは江戸時代から構築された部分などが含まれておりまして、国の重要文化財の指定を受けております。それに対しまして、天守閣の建物は昭和期につくられました近代建築でございまして、文化財の対象の外というふうになっております。

このように、一体不可分であるものでございまして、また、古い建築物、旧家などの建築物が文化財指定を受けております場合において、その庭園でございまして、また周辺の外溝部分、こういったものが一体不可分として考えられるところでございますが、その程度につきましては、一件一件また慎重に審査をしていくということになろうかと思っております。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

事業名に、4ページですか、これ政審会でもちょっと教育長にお伺いしたように、文化財等となっている中で、例えばさっき平井課長の御説明の中に、未指定の文化財なんか大きなイメージがあるだろうと思っております。

それで、ちょっとその前提として、先ほどの請願の話もありますけれども、指定、未指定というのが、国の指定、県の指定、それと市町村の指定というのがありますけれども、それ以外に未指定があるんでしょうが、普通どうですか、まずは、未指定は、市町村で指定していただいて、順次県に、国にと上がっていくものなのか、物によってはいきなり国

の指定にもなるというようなことがあるのか、そのルールみたいなものをちょっと指定に関して教えていただければと思います。

○平井文化課長 文化財の指定につきましては、まず、地元市町村がその価値を認め、市町村の文化財として指定をする、その中から、さらに価値づけを、県段階でさまざまな角度から行ったものを、県指定文化財として指定を行う、さらに精選しまして、国に一番高い価値をつけていただくものとして国指定文化財を受けると。また、国指定文化財の中でも、例えば有形文化財でございますと、一番ハイクラスのものとなりますと、国宝の指定を受けると。そのように、それぞれの行政の段階で価値づけを高めつつ指定を進めていくという方法になっております。

○松田三郎委員 わかりました。

それでは、例えばさっきおっしゃった未指定なんかが、これから実際には、その配分委員会ですか、なんかで御決定なさるんでしょうけれども、今の段階で、これに使ってください、出してくださいという意味じゃなくて、使えるか出せるかというような話では、ちょっと先取りしますけれども、さっきの神社でありますとか、お堂でありますとか、ほこらでありますとか、こういうのは、制度上といいますか、何か政教分離の関係とか、あるいは、同じ神社でも、規模なり、宗教法人化されているか、されてないかとか、あるいは地元の密着度で、ほとんど宗教色がない、あるとか、なかなか一律には論じられない部分もあるかと思いますが、大体今の時点で、出しますという必要はありませんので、出せるかどうか、この基金を使えるかどうか、あるいは別の基金でも、例の510億、という話をちょっと聞かせていただければと思います。

○平井文化課長 ただいまお尋ねのありました、まず、文化財と政教分離の関係を若干説明させていただきますと、憲法の第20条で、信教の自由、そして政教分離というものが規定をされております。それに伴いまして、第89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」等々「これを支出し、又はその利用に供してはならない。」という規定がございます。

文化財の場合、これは昭和25年ごろに国との質疑応答が行われておりまして、文化財に属するものは、この文化財の維持を主たる目的とするものであり、こういった宗教活動そのものに支援をするものでないということである適当なものと認められるという見解が示されております。

ただ、この文化財であればというところが、指定文化財につきましては、公の文化財指定という一つの枠がはまっておりますけれども、未指定文化財については、こういった判断に、極めて微妙な部分が出てくるということで、この文化財の今条例を上げさせていただいております基金については、文化財という範疇の中で一つの判断を行っていく。

ただ、それだけでは、先ほどの請願にもございましたが、地域の切実なコミュニティー施設などの要望にお応えするのは難しいということで、請願でも御説明ございましたが、新潟中越地震のときに行われたような地域コミュニティー施設を一つの支援の範疇として、文化財とは、またそれと別に加えた一つの観点を持って支援を検討していくということが必要であろうというふうに考えております。

○松田三郎委員 済みません、確認です。今のは昭和25年の政府での見解ですか。

○平井文化課長 これは、文化財に対して神

社に対して補助金を災害復旧で出してよかろうかという質問に対しまして、当時の法務省が答えた質疑応答がございます。

○松田三郎委員 多少安心しました。というのは、今議会の一般質問、我が党の溝口議員の質問の中にもありましたように、熊本の教育委員会がという意味じゃありませんけれども、行政がややもすると何か政教分離を口にして、断るための言いわけというか、それで踏み込むことなく思考停止に陥っているというようなところもあるというのがちょっと心配でございましたので、冒頭の請願者の高原先生の御発言にもありましたように、中越ではそういう例もあるということで、ぜひ、教育長、文化課長、今おっしゃったように、文化財というくくりの中で、いろいろな類型があるかと思いますが、一律にだめというわけじゃなくて、できるだけ、中越の例でどういう線引きなり工夫をなさったのかというのは大いに参考になろうかと思っておりますので、熊本県の教育委員会独自に踏み込んで、さっきおっしゃった、地域のためにぜひ必要なんだというところをよくよく考えていただいて、検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○山本秀久委員 19ページ。

親としての学びへの支援、それに親になるための学びという項目がありますけれども、どういう指導をしているわけ、親としての。

○河村社会教育課長 親の学びに関しまして、親としての学びと親になるための学びということで、違いというところについての御質問だと思います。

親としての学びということに関しまして、いわゆる家庭教育の第一義的責任は保護者にあるということで、保護者の方がいかに子供と向き合い、そして子育てに関する悩みとい

うものを解決できるかということで、親の学び講座ということを、幼稚園、保育所、小中高の保護者の方を集めるというか、そういった、例えば保護者会とかPTA総会のような場で少し時間をいただきまして、トレーナーがその保護者の方々に親の学びプログラムというものを実施します。

その中では、保護者の方が、例えば、我が子の子育ての悩みとか、そういったものを発表していただいて、それに関して、それ以外のいろんな御家庭の保護者の方が、自分の家庭ではこうしているよとか、こういうことをしてうまくいったよ、もしくはうまくいかなかったよみたいなお話いただく。そういったところで、保護者の方々が悩みを――例えばストレスが緩和されたり、新たな子育ての方法に目覚めたりということで、そういった保護者、親としての学びを支援することで、親の学びプログラムというものをやっております。

その一方で、親になるための学びというもの、すなわちこれから御結婚されてお子さんを産み育てるという、そういった親になるため、ですから高校生、そして中学生なんかの段階で、その中高生御本人に、これからあなたたちは社会に出て親になっていく、そのときの、例えば心構えという大げさかもしれませんが、少しイメージ、想像してもらおうということで、先ほども御説明しましたが、高校生に保育体験なんかをしていただいて、そういった、最近、やはり一人っ子ということもあって、兄弟に触れてないというところもあるでしょう。保育体験をしてもらうことで、高校生に、小さな子供というのは赤ちゃんというものはどういったものか、そして子育てというものはどういうものなのかというものをあらかじめ体験してもらおう。そういったことで、自分たちが将来的に家庭を持つ、子を育てるということをイメージしてもらおう。そして、例えば、そこで漠然とした

不安があるならば、そこは例えば、保育園での先生方との話の中で解決して行って、子供を産み育てるといふことの不安を解消できれば結構だと思います。

そういった中高生が将来親になるということや保育体験等を通じてイメージをしてもらって、できるだけ前向きに、親になっていくというものを親になるための不安を解消していくということを狙いとしたのが、親になるための学びということでございます。

○山本秀久委員 今の説明はよくわかったけれども、その結果で、親というものとその高校生とのひずみが、余りにも多過ぎるんだ。そこに問題があるから聞いているわけだ。

親として、本当に自分の子供を指導しきめるのか、しきれてないのか。そういう家庭を、こういうのをしてるのに一つも成果が出てないじゃないか、いろんな問題で。そういう点を言ってるわけだ。親らしい親がいないと、俺は昔も言ったんだ。子供らしい子供もいないと。それは教育の問題だろうと思うんだ。その教育の問題をどう捉えているかを聞いたかったわけです。どういう教育をしているのか、中高校生なんかに対してね。俺が聞いたのはそこなんだ。

そういう、あなたの説明の内容はわかったけれども、そういうのじゃなくて、そういうときに問題点というのは何が出てきているのか。もう少し親というものを、自分を産んだ親に対する礼儀、思い、それが今若い者はないような感じがする。親としても、自分の産んだ子供に対して責任感がないような感じがしてならないんだ。放任主義的か、自由過ぎるのか、それが当たり前なのか、教育の一番大切なところはそこじゃないのかな。人材育成のための教育じゃないのかな。将来の日本の国民として巣立っていく、そういう人格をつくってあげるのが教育じゃないのかな。それがちょっと欠けてないかな。

あなたの今説明聞いてると、当たり前のことの説明だ。そこに問題点というのを見出す、こういう問題点があった、こういう問題点があるということ指摘していくところに教育の問題というのはあるんじゃないかな。そういう意味で今聞いた問題なんだ。だから、本当に中心的な実態がわかってないんだ。ただ、こういうことだ、ああだと、それだけで教育はできるものじゃないんだと、私は思うがね。それをただやるだけのことだ。

○河村社会教育課長 大変失礼いたしました。

先生おっしゃられたところ、例えば、先ほど言いました現代的課題、SNS等のところで、携帯電話、スマートフォンを子供にどう持たせるか。

よく一般的に言われているのが、やはり子供に持たせっ放しで、親が本当に持たせておけば安心というような形で放任しているということが、一つ先生の御質問のところで少し共通して、そういったときに親がスマートフォンなんかを与えっ放しで、そして、そのスマートフォンから子供はいろんなことをして、それを親は知らないということ、そういうところに、果たしていいのですかということも、実は親の学びプログラムの中で、現代的な課題で、例えば子供にちゃんと向き合ってますかということ、子供が何かSOSなり不調を訴えてませんかということ、しっかりと、少しお忙しいでしょうけれども、保護者は見てくださいます。

子供というのは、SNSなんかでは本当に無限にいろんなことに広がってしまうので、そこはちゃんと向き合ってください、気をつけてくださいというのは、十分ではないとは思いますが、一つそういうものがツールとしてプログラムとしてはあると。ただ、おっしゃったように、いろんなところで足りない部分はあるかと思っておりますので、県としても少し

ずつでも改良できるように検討していきたい
と思います。

○山本秀久委員 今あなたが説明したこと
で、大体その問題点が出てきとるわけだ。そ
こを聞いたかったわけたい。ああだろうこう
だろうと言ってるから、何をやってんだと思
っただけで、今説明して大体わかった。

我々の小さいときは、ハングリー精神とい
うのがあった。ハングリーって知ってるか。
ハングリー精神というのはどういうことか、
答弁してくれ。

○河村社会教育課長 済みません、私も若輩
者なのであれなんです、戦後等で、なかな
か厳しい時代、物もなく、本当に人もいない
というところで、一人一人が、もう本当に自
分が頑張っていかなきゃいけないというこ
とで、そのとおりハングリーじゃないですけれ
ども、肉体的にも、身体的以外も含めて、自
分で自立して何かを勝ち取るなり、なし遂げ
るということで、一所懸命頑張るとい、そ
ういう精神というか、時代ということだと理
解しております。

○山本秀久委員 あんたわかっとならない
か。それが教育の基本なんだ。自分で思った
ことはなし遂げる、どんな苦しくてもそれに
邁進する。それがハングリー精神だな。そう
いうことが、今、日本に欠けてるわけたい、
今。それを私は一番懸念するわけだ。

自分の産んだ子供に責任をとりきらぬ親が
多過ぎる。自分を産んだ親に対して礼を尽く
し切らぬ。何でこういうふうになってしまっ
たかという原因を探求するのが教育委員会じ
ゃないのかな。そうです、ああですと言っ
たって話にならぬのじゃないのか。そこを
私は指摘しておきたいわけだ。

教育委員会というのは、そういうものなん
だろう。教職員というのは、それだけ国でも

認めて、いろんな待遇改善をしながら、教育
者に対してはやってるわけだから。ただ食う
がための教育者になるのか。そうじゃないだ
ろう。

やっぱり教育というものは、おのれで将来
の日本人としての教養を積ませてやろうとい
うのが教育者の精神だったのが、それが欠け
ているような感じがしてならないということ
だけは指摘しておきたい。

以上です。

○城下広作委員 先ほど松田委員の関連で、
新潟中越ですね。あちらのときに、神社とか
いろいろ例があるとされたんですけども、
もう少し具体的に、きょうではなくてい
いですから、どういう形で、どういう場所に
予算を交付したというのを、ちょっと調べて
もらえれば。予算措置がされたところ、そう
いうところを事例としてちょっと知りたいな
と思いますので。大体、もしわかるのがあれ
ば。

○平井文化課長 新潟中越の例についてお尋
ねがございましたが、これは——ちょっとお
待ちください。

○城下広作委員 一部でいいですよ。詳しく
は、後でまた教えてもらえればいいです
から。

○平井文化課長 コミュニティーに対する助
成ということで行われておりますけれども、
例えば、被災した鎮守、神社、お堂、ほこら
の復旧事業ということで、神社の被災した壁
でありますとか床、こういったものが補修を
されまじたり、補助率といたしましては、4
分の3以内でありますとか、大まかな紹介が
なされておりますけれども、詳細につきまして、さらに突っ込んだ調査をしまして御報告
いたしたいと思います。

○城下広作委員 それはだからいいです。調べて、大体何カ所ぐらいやったとか、そしてどのくらい全体ではかかったとか、そういうちょっとイメージがわかるといいです。こちらでも調べはできるかもしれませんが、連携とって調べるものがあれば、ちょっと教えてもらいたいなど。ちょっと参考にしたいと思います。

○平井文化課長 はい、わかりました。

○城下広作委員 ちょっといいですか、別件の分で。

5ページの特別支援学校の整備の件なんですけれども、この中には、聾学校、盲学校というのは、被害にあった、これ入っているんですかね。それをまず確認。

○西川施設課長 施設課でございます。

今回、教育施設災害復旧費の中で、これまで、ずっと6月補正まで19億ぐらい復旧費を計上しております、特別支援学校、被害を受けたところは、これまで予算に計上済みでございます。

今回は、比較的被害が大きかった松橋西支援学校、それを計上させていただいております。

以上でございます。

○城下広作委員 わかりました。

それで、直接予算とは関係ないんですけども、もう一回ちょっと確認なんですけれども、被災があったときに、盲学校の生徒さんとか、聾学校の生徒さんとか、非常に災害弱者で、寮があると思うんですね。そのときのいわゆる支援体制というか、そういうのはどういう状況だったのか。非常に人手が足りなくて、やっぱり夜だから、非常にスタッフがいないから大変だったとか、どういうふうな

形で避難誘導したとか、こういうので何かちょっと苦労したとか、そういうのがあるならちょっと教えていただきたいので、確認のために。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

今、御指摘いただきました盲学校と聾学校についてでございますけれども、4月14日の発災時には、寄宿舍に子供たちがおりました。ですから、その子供たちの安全な避難ということで、学校は当時9時半ぐらいの発災でございましたので、寄宿舍の職員は当然いましたけれども、幾分まだ職員も残っていたり、あるいは寄宿舍指導員もちょうど入れかわりの時間帯ということで、本当に少し手厚く職員がいたという状況がございました。

そういう状況下で、当然屋内にはとどまれませんので、屋外に避難ということで出たんですけれども、盲学校と聾学校で、それぞれ聴覚障害、視覚障害という障害特性に応じた支援が必要なわけですが、そこはそれぞれの職員が手厚くいましたので、十分な対応ができたというふうには思っています。

具体的に申しますと、聾学校のほうは、幾つか、第二高校のほうに行ったり、あるいは東町中に行ったり、最終的には校長宿舎、あの中で一夜を過ごしたというふうなことを聞いております。

盲学校につきましては、記憶が曖昧で申しわけございませんけれども、東区の区役所、ああいったところに避難をして、最終的には盲学校の寄宿舍に戻ったというふうなことで、とりあえず無事に避難することができたというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 支援学校とかいろんな形で補修とかいろいろやっていくと思うんですけ

れども、そうやって建物で過去につくられた分、こういうことを想定してなくて、つくり的にも少し今度改良したがいいなとか、いろいろと工夫したほうがいいなというのがあれば、そういうのをしっかり取り組んで、ある意味では改修というか、今回はいろいろ考えられてはどうかと要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 本当に、予算のいろんな学校関係に関して、たくさんいろいろ御尽力いただいているなと思っています。ありがとうございます。

今回私の質問は、この点検報告書の中身です。

46ページ、学校保健、歯科保健の充実というところですが、27年度の主な取り組み、それから推進上の課題、今後の方向性ということで、全体的にフッ化物洗口の実施に向け、実施主体がやるそういうものが円滑に進むようにというようなことが目標とか課題とかに上げられていますけれども、私自身としては、虫歯予防というか、子供たちの健康のためにどうすればいいかというのが目標になるべきではないか。

フッ化物——私、去年まで厚生委員会にいたんですが、厚生委員会のときも、そういう文言が健康福祉部のほうであって、それはおかしいのではないかと私は言ったところ、そうですねというふうな答弁をいただいたんですが、フッ化物洗口の実施を100%にすることが目標ではなくて、子供たちの虫歯予防にとってどういうふうな施策をしていくのかというのが目標になるべきではないかなと思っています。

この文章を読むだけでは、何かフッ化物洗口をするのが本当に私たちの学校保健、歯科保健の目標なんだみたいな感じで、これは歯

科口腔の条例ができましたので、学校でもしなければじゃなくて、そういう方向でやるというような条例ができたので、こういう文言になっているのかもしれませんが、何かちょっとどうなのかなというところでお聞きしたいです。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

今、委員御指摘のように、フッ化物洗口は一つの手段でございまして、子供たちの歯は生涯生きていく上で大事なものですから、虫歯の予防に努めていくと、そういうことでございます。

実際、学校とか教育委員会を通じてお願いをしておりますのも、フッ化物を通して歯科の健康、それに取り組んでくださいと、そういうことをお願いしているところでございます。

フッ化物洗口も有効な虫歯予防策の一つでございますので、この中では、その取り組みとして100%を目指すということは述べさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 フッ化物の推進については、やっぱりとても力を入れていらっしゃるのとはとてもわかっています。市町村にいろいろやるというようなことが書いてありますね。円滑に進むように支援を行うと。

私、この前一般質問でも行いましたけれども、その次に書いてある食育の推進とか、食に関してもとても大事だと思っていて、歯を強くするのも食事がやっぱり一番じゃないかなというふうに思っていて、給食のことも質問をしたのですが、そのときには、それも法律があって、市町村が実施主体というか設置者なので、なかなか県は言えないということでしたけれども、そういう食育というか給食のことについても、何か強くフッ化物洗口を

一生懸命やってらっしゃるようには何か言えないのかなというような要望が1つです。

続いて質問ですけれども、消費者教育に関してです。49ページにもありますけれども。

私、教員免許更新講習で、ちょうどこの消費者教育についての講義を受けたんですが、とてもやっぱり今、大学生になってすぐ、やっぱりいろんな問題で引っかかるというんですか、そうやってネズミ講みたいな感じで友達を連れてきて、その友達も被害に遭うような形の実例がたくさんあるということを知りました。

私は、中学校の家庭科教員だったので、消費者教育も家庭科の授業の中でもやっていたんですが、このことの重要性をもっと知っていただきたいということで、高校教育でも重要だと思えますけれども、ちょっと具体的にどんな感じなのか、家庭科主任だけにやっているのか、子供たちにはどうなのかというような感じを聞きたいです。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

今、御指摘のありました消費者教育につきましては、学習指導要領上の規定で申しますと、家庭科の中に、その中心的には置かれておるところでございます。

当然、家庭科の中では、全ての子供たちがそのような部分について学びを進めておりますけれども、現代的な課題等も次々に起きておりますので、この分につきましては、その他の公民科の現代社会等の中にも関連する単元がございます。

そういった部分ですとか、あるいは高校を卒業しますと社会に出ていきます子供たちもたくさんおりますので、就職を控えた子供たちへの社会に出るための事前の教育等が教科外でも行われていますので、そういったところでも外部からいただいた資料等も使いながら補いつつ、決して家庭科だけではなく、学

校総体として進める必要があるかというふうに思っています。

先ほど申しましたように、新たな課題等も出ていますので、私たち教育委員会としましても、そのような情報提供をしながら、各学校のそれぞれの実態に応じて、さらに具体的に進むように支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○岩田智子委員 とても若い子がやっぱり狙われているという実態があるので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

要望でもいいですか。

○淵上陽一委員長 はい。

○岩田智子委員 要望なんですけれども、私、この前、食育に関係あるんですけども、3歳までの子育てがずっと将来までかわるというようなことで、今、子供たちが自分で調理をする、自分の家で台所に立って何かをつくるということがとてもやっぱり減っているということがあって、「はなちゃんのみそ汁」って御存じですかね、皆さん。がんになったお母さんが、子供に対して、みそ汁をつくれるように、ずっと自分が亡くなるまでやったということですけども、ああいう実践を見て、やっぱり子供たちに今、ガスが危ないとか、包丁を一人で使ったら危ないとか、そういうものばかりで、なかなか台所に立つというのがないんですが、そのことが地産地消というかな、スーパーに行って、自分で食べるものがどこまでできていて、安全なものは何なのかという購入意識にもつながるし、つくって食べるということで、それ学習ですよ。学習にもなりますし、いろんないい点がたくさんあると思って、そういう家庭教育のいろんな研修の中にそういったものも入れていただきたいと思うのが1つ要望で

す。

もう一つは、お家の人や子供たちもそうなんですけれども、やっぱり健全に暮らしていくという中で、政治というのがとても大事だと思うので、私もこの前一般質問でしたように、政治と自分たちの暮らしが繋がっているというような主権者教育みたいなもの、この家庭教育の中に入れていただければなど、今思っているところです。これは要望です。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 警察本部のほうで、最後のほうに専決処分等々御説明があつて、確かにこの安全不確認というのが幾つも出てきますので、この点は、今課長おっしゃったようにしっかりしていただきたいと思いますが、関連してちょっとお尋ね、交通部長になろうかと思いたしますが、以前も、私この委員会でお聞きしたことがあります。例えばドラマでよくあるように、犯人の車両をパトカーで追いかけていくと、逃げるほうはやっぱり制限速度以上出すわけですよ。追いかけるほうも当然制限速度以上で行く。あるいは、その進入できないところに入っていった場合も法律を守っておられないので、そういうところに入るとか、あるいは不幸にも途中で建物なり車なりほかの第三者の方を壊すこともあるかもしれない。

こういう話をしたら、基本的にはそういう場合でも道路交通法の適用があつてという話をちらっと聞きまして、その手前の話だったかもしれないけれども。そういう法律上の体系で、一部そういう何か適用が免除されるとか、あるいはそもそも適用されないとか、あるいは、適用されるけれども、民事の裁判になった場合の過失割合でちょっとしんしゃくされるとか、そういうのは全くないんですかね。典型的な例、1つ2つで結構です。

○奥田交通部長 委員の御質問に一般論的なお答えになりますが、質問の最初にあつた速度につきましては、一般道では80キロ、高速道では100キロ、これが例えば追跡等しても許容されておるところであります。各論的に申しますならば、犯人が現に逃走しておるとか、そのような場合は、事案等の比較考量になろうかと思ひます。

詳細につきましては、交通部参事官でお答えをしたいと思います。

○田中交通部参事官 いわゆる警察活動中とか緊急自動車のものにつきましては、道路交通法が基本になっていろいろな除外規定があります。

今、交通部長から発表ありましたように、速度の関係とか、あとは信号機が赤信号でも行けますよとか、一方通行を逆行できますよとか、そういう規定はあります。

そういうもろもろな規定と、ほかに、いわゆる先ほど委員がおっしゃったように、犯人が逃げてるとか、そういう場合については、逮捕行為の一環として、そういう逮捕に必要なことですよ、犯人を追いかけますよと、そういうようなことにもなつてこようかなというふうにも思ひます。

ただ、今、交通部長から発表ありましたように、規定では、緊急走行では、一般道では80キロ、高速道では100キロというようになっております。ただ、交通取り締まり用のパトカーにつきましては、速度の規定はありません。これは、120キロで違反をしているのを、やっぱりそれを測定しなければいけませんので、そのようになります。

交通事故に関しましては、こういう除外規定はありますものの、ただ、安全確認義務とか、交差点だったら、赤信号で行つてるとき、青信号で来ている車を確認せんでいいとか、そういうことはありませんので、確認

義務までは払拭されない、免除されないというようなことでございます。

○松田三郎委員 非常にわかりやすい説明でした。

確認ですけれども、さっき課長が言った、例えば、一般道では80とか高速道で100というのは、道路交通法の中に、明文で、この免除なり除外があるんですか。別の法律でということ……。

○田中交通部参事官 道路交通法の39条と41条のところで、緊急自動車の除外規定は明文で規定しております。

○松田三郎委員 ということは、救急車なんかも場合によっては入るんですか。緊急車両というのは。

○田中交通部参事官 緊急自動車というのは、サイレンを鳴らして赤色灯をつけて走る車、緊急自動車というようなことを指定された車、これが要件がそろった車につきましては、警察の車両であり、消防車であり、救急車で、これは全て緊急自動車というような呼び方をしております。

○後藤警察本部長 ただいまの説明について、若干補足をさせていただきますと、今、あくまでも緊急自動車走行を道交法の枠組みで御説明させていただきましたが、そもそも例えば、逮捕行為に伴う追跡ということでありますと、刑法の35条の正当業務行為として、そもそも違法性が阻却されるところでございます。

以上です。

○城下広作委員 済みません。県警のほうの1ページの分で、総合治安対策費の件なんですけれども、今回のこの震災が起こって、い

わゆる火事場ではない、地震泥棒じゃないけれども、こういう部分の案件というのは、どのくらい今日まであっているのか。

いわゆるこういう非常に人の弱みのあるときに、泥棒とかそういう案件がどのくらいの量なのか、それが普通とどのくらい違うのかという部分で、通常とばっとぬきんでているのか、件数を聞けば大体わかるのかなと。

○吉永刑事部長 いわゆる今回の震災に伴います、避難されておる家屋等に対する窃盗ということで、9月27日まで届け出件数は76件を認知しております。ただ、これはあくまでも届け出られた件数でありまして、泣き寝入りされている方等も、これはいらっしゃるのではないかというふうには考えております。

これに対しまして、検挙件数は23件、17名を検挙しております。この数が多いか少ないかという評価の話になりますけれども、非常に倒壊した家屋等で証拠品、証拠物が少ない中で、本県の捜査員はよく頑張っているというふうな私は個人的な評価をさせていただいております。

なお、震災便乗詐欺、これはさきの東北震災の県は非常に多かったわけでありましてけれども、これまで県外で熊本地震をかたった詐欺が4件、本県におきましては、罹災証明書の偽造が1件、暴力団員による身分を隠しての小口融資10万円の未遂が1件、それと昨日は熊本市の解体費をだまし取ろうとした事案で2名を検挙しておりますし、そのほか、相談の中にも、いわゆる直ちに詐欺と認められるような事案はほとんどありません。

そういう意味からすると、熊本地震に関して、相手方をたぶらかして詐欺に及ぶというやつについては、今のところ鎮静化といえますか、余り大きな食べ物にはなっていないのかなというのが私の評価でございます。

○城下広作委員 ありがとうございます。

それで、23件検挙して17名というけれども、よくこういうときには県外から来て悪さをするというのがあるんだけれども、これは、県外、県内、ちょっとこの内訳がわかれば。

○吉永刑事部長 申しわけありません。県外、県内の内訳は、手元にございませぬが、14日、16日、前震、本震、ここで後に検挙いたしました2件3名につきましては、いずれも県外から一獲千金を狙って熊本に犯行に来た者であります。

このほかにも、大津方面のラブホテル等を対象とした事務所荒らしがございました。これも関東からの2人組でございます。そのほか、やはり残念ではありますけれども、熊本県民によるところの犯行もございます。

しかしながら、いずれにいたしましても、県内、県外の数後はほど御説明させていただくにして、非常に一獲千金を狙って発災直後は県外からの震災窃盗者が多かったということは間違いのない事実でございます。

○城下広作委員 私も、ある被災者から聞いて、まだ家屋を解体してないけれども、あそこには商売のレジがそのまま眠っておるとか、ある人は、当然、自分のへそくりもあるわけですから、あそこはまだ解体してないから取られぬとかと言うから、あそこにあると本人にはわかつとるわけですね。だけど、そういうのを逆にみんなまだ期待して窃盗するという人もいるでしょうから、今回は、こうやって予算をつけて、アドバイザーとかいろいろありますので、やっぱりさらにまだまだ続くと思うんですね。そういうやっぱり盗難をしようという人も中にはいると思いますので、しっかりまた頑張ってくださいと思います。

以上です。

○大平雄一委員 まず、教育委員会のほうにお願いします。

私、益城町なんですけれども、給食センターが、今回、上益城郡内もかなり被害を受けているということで、特に益城町に限って言えば、給食センターは建てかえなきゃいけないと。その中で、これから1年以上は実際に時間がかかるというところで、近隣の市町村あたりに協力をいただいて、早期に学校給食の復活をしてもらえないかというところが1点ですね。

それともう一点が、スクールカウンセラーですね。

通常、これまでも小中学校はスクールカウンセラーが来ていただいているんですけれども、今回の熊本地震によって新たに心のケアをしなきゃいけないという事案に関して、新たなプログラムといいますか、そういったカリキュラムというのは変えられて学校のほうに対応されているのか。そしてまた、これまでの東日本大震災等でどういった形でやったかということの検証の中での今のプログラムなのかということをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

まず、益城町の学校給食のことについてでございますが、益城町の学校給食センターは大きな被害を受けまして、現在3つの業者によります弁当給食が実施されているところでございます。

平成29年度から、委員ただいま御指摘ありました近隣市町村からの協力を得て完全給食が提供できないかと、そういったところの準備を益城町は進められているところでございまして、県といたしましても、近隣市町村へ益城町の学校給食への協力依頼、これを行っているところでございます。

以上でございます。

○坂梨義務教育課長 義務教育課でございます。

委員お尋ねのスクールカウンセラーにつきまして回答申し上げます。

まず、新たに心のケアが必要な児童生徒につきましては、5月末に行いました検査の後、7月末で1学期終了の時点で実施しましたところ1,178名、これは児童生徒、小中学生、熊本市を除きますけれども、対象がおりました。

それから、新たなプログラムとしましては、震災後の心のケアにつきましては、既に5月から対応してまいりまして、8月10日に、熊本市とともに、熊本の子供たちの心のケアをということで、心のケアサポート会議を開催しまして、その中で、各学校で、心のケア、そしてまた担任とスクールカウンセラーが協働しながら、子供たちのケアに取り組むためのプログラム等を作成し、そうしたところでございます。

それから、東日本大震災の検証ということでございましたけれども、いろんな状況を見ておりまして、やはり3年、5年と、非常に子供たちの心のケアには中長期的な視点で取り組んでいく必要があるという点、それから、学校の生活、家庭の生活等を含めまして、いろんな子供たちの集団生活の中でのかかわりも十分考慮しながら、学校が組織体としてケアに取り組む必要があるという点も把握しているところでございます。

以上です。

○大平雄一委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

それと、今度は警察本部のほうにお尋ねをします。

先ほど城下先生がおっしゃいました総合治安対策費ということで、アドバイザー4名の配置ということで益城町のほうにも1名の方

が入られているということで、今の益城町の仮設住宅の中で、やはり集合住宅というところで、近隣トラブルとか治安が悪くなったというところの声を聞くようにだんだんなっまいりました。

その中で、経験のある方が今、益城町に入ってもらっしゃるということで、すごく助かっているというふうに役場の方々もおっしゃってますけれども、今後ふえると思われるこういった事案に対して、次なる施策というか対策というのをお考えかということをお聞きしたいんですけれども。

○甲斐生活安全部長 生活安全部長です。

先ほどの質問については、今回、被災地防犯アドバイザーの設置の背景としましては、自治体職員が対応している事案についての助言、指導、ボランティア団体に対する防犯指導、被災者からの相談対応等を実施することで、被災地において安全で安心して暮らせる社会の早期実現を図るために設置されております。

そういう中で、本年度からの運用開始です。各自治体または被災者からの要望、また、その効果を検証しまして、必要と認めた場合は体制を強化しまして、平成29年度以降も運用を開始したいというふうに思います。

そのほか、10月1日からは、声かけ訪問隊という18名の警備の方と警察官OB6名を加えまして、24名体制で県内一円を回って、こういう被災地も含めた対応をいたします。こういう活動を通して、被災地の要望、治安維持に応えたいというふうに考えております。

○大平雄一委員 ありがとうございます。

今現在、仮設住宅は、自治会長さんが全てそういったクレーム対応をしなきゃいけないという事態になっているということで、自治会長さんあたりが、本当に今やめたいと言ってらっしゃる方がたくさん出てこられており

ます。

そういった中で、協力をいただいて、アドバイスをいただきながら御指導いただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第7号、第8号、第15号、第16号、第26号及び第51号について、一括して採決をしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、請第16号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○平井文化課長 本日請願がありました地域コミュニティの核となる施設は、古くから受け継がれ、地域の文化的、精神的なよりどころとなってきた神社、お堂、ほこらなどがございます。

ことし4月に発生した熊本地震では、県内でさまざまな被害が発生しておりますが、神社、お堂、ほこらなども各地で被災し、その復旧がなかなか進まない状況にあるというお話を各方面からいただいております。

被災した歴史的な建造物などのうち、国や県の指定を受けた文化財に該当するものにつきましては、被害調査に基づいた国や県の補助金申請が行われ、復旧に向けた工事も始まっておりますが、文化財の指定を受けていない被災物件には、現在補助金制度の適用がなく、特に住民の数が少ない地域で守り継がれてきた神社、お堂、ほこらなどは、復旧のための資金確保が困難な状況にあると伺っております。

熊本地震による被害は大規模で、地域住民だけの復旧は困難でありますことから、未指定の文化財につきましては、特に国への要望、支援制度をつくっていただきたいということで、国にも強く要望しておりますが、今後、震災の先例なども参考にしながら、市町村と連携を図りつつ、支援策の検討を行う必要があると考えているところでございます。

なお、先ほど御説明いたしました憲法に規定されました政教分離あるいは公金支出上の制限につきましては、先例を踏まえながら、それらに抵触することのないよう、十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第16号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第16号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よ

って、請第16号は採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることによるでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 では、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

○松田三郎委員 その他に入る前がいいかなと思っておりましたけれども、実は、前回の委員会で、不運にもちょうど就任のころが震災の対応で、ちょっとそういう時期でございましたので、宮尾教育長に、男だ女だと言うつもりはございませんが、あれ以降、都知事も女性になりましたし、野党の第一党の党首も女性になりました。海外のイギリスの首相も女性です。台湾の総統も、その前から女性でございますので、ぜひ、この宮尾教育長の所信という、向こうが教育委員会が構えられますので、思いの一端を何か披瀝いただければという話を、たしか委員長にですね、この委員会の冒頭にでもお願いしたい気持ちではございましたが、いろいろ調整等があったようでございますので、よければ、ちょっと昼前で大変恐縮ではございますが……。

○宮尾教育長 宮尾でございます。御提案ありがとうございます。

先ほど、山本委員からも、今の家庭教育の現代の本質的な問題、親の親としての問題、子供の問題等を御指摘いただきました。

限られた時間でございますので、言葉足らずの部分はあるかもしれませんが、私の教育長としての思いですとか、今後、特に力を入れていきたい部分というのを、少し時間をおかりしてお話をさせていただきたいと思いま

す。

私が教育長に就任いたしましたのは、先ほど松田委員からもお話いただきましたが、まさに熊本地震の直後の混乱のさなかでございました。多くの学校が被災して、ただただ子供たちの心とか体のことを案じ、教職員が一丸となって情報収集し、対応に当たる毎日でございました。

熊本地震からの復旧、復興とともに、将来を担う子供たちの成長にかかわる仕事をさせていただくということで、非常に身の引き締まる思いでございます。

震災では、本当に子供たちもつらい思いをしたと思っております。ただ、他方、そんなときだからこそ、いろんな学びもあったのかなと思っております。苦しい中で、小さな幸せに感動したり、家族のことを心配したり、友達のことを心配したりということで、あるいはお年寄りのことをサポートしたりというような、子供たちが自分の頭と心で考えて行動するといったような姿が、いろんな避難所なり学校でたくさん見られました。私は、これは一つ心強いところでございました。

私は、これは持論でもあるんですけども、人間は、何かを乗り越えようとするときとか一歩を踏み出そうとするときに、多分、力がついていくんだろうし、多分、そのときにその人自身も優しくなれるのではないかなと、そんなふうに思っております。

何よりも、私は、どんなことがあっても、どんなときでも生き抜く力というのが、人間が生きていく上で一番大事なものの一つではないかなと思っております。私の教育長としての使命の一つは、子供たちに寄り添って、こういった生きる力とか、もつという生き抜く力を育てていく、大変おこがましいんですが、そういったものに携わらせていただくのが私の使命ではないかなというふうに思っております。

知事も述べられておりますように、これか

らの4年間は、震災からの復旧、復興が大きな柱になります。一日も早く被災者の生活の再建と熊本の発展ということに眼目を置いていく必要があると思います。

教育分野におきましては、教育プラン、これはバイブルのようなものなんです、教育振興基本計画第2期くまもと「夢への架け橋」プランというのをつくっているんですが、これがバイブルのようなものなんですけれども、これを定めて、今、具体的な施策を行っているところなんです、これをベースにしながらも、今回の震災からの復旧、復興を踏まえて、特に力を入れていきたいのが4つございますので、済みません、少しお時間をいただいて、それをお話しさせていただきたいと思っています。

1点目は、ビルド・バック・ベター、創造的な復興ということで、これはもう震災からの部分ということでは言ってますけれども、これとあわせて、生きる力を育んでいく教育ということを考えております。先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども。

震災の経験から、私たちは次の世代によりよいものをつなぐというのが多分我々の使命としてあると思っています。そういった意味で、ハードのみならず、生きる力というようなものも含めたところで、子供たちにかかわりを持っていきたいと思っています。

あわせて、ふるさと熊本を愛する心ですとか、それらを土台にした実践的な防災教育などもやっていきたいと思っています。それが1点目でございます。

2点目が、地域とともにある学校ということで、いわゆるコミュニティスクールの推進を図っていきたいと思っています。

先ほど山本委員からもお話がありましたが、非常に現代社会は複雑化しております。非常に難しい時代で、学校だけ、あるいは家庭だけで子供たちを見守ったりという時代では難しい時代になってきているというふう

に肌で感じております。

そういった意味では、学校や家庭と地域がしっかりとタッグを組んで連携をしていく必要があると、非常にそれが強くなってきているというふうに思っています。

今回の熊本地震におきましても、地域コミュニティと学校がうまくいっているところは、先生方、教職員も、手前みそですが、非常に避難所運営にも粉骨砕身頑張っておりました。そういう中でも非常にうまくいっておりました。

改めて、地域と学校のつながりの重要性が求められたというのが、今回の大きな学びの一つでございます。そういった意味で、コミュニティスクールを推進していきたいというのが2点目でございます。

3点目でございますが、グローバル人材の育成ということで、これも、社会のグローバル化が進んで、地方にいても世界はつながってるなというふうに肌で感じるような時代になってきております。

国際的に活躍できるような子供たちを育てるためにも、語学力やコミュニケーション能力はもちろんのこと、いわゆる自分の頭で考えて自分の心で行動できるというような積極性とか、あるいは異なる文化、国際理解的なものができる人材、それから、当然、グローバル人材というのは、他方では、ふるさとが好き、日本を愛しているという、そういう人材だと思っていますが、そういった意味で、ふるさとのことを思う、あわせてのグローバル人材の育成をしっかりと育てていきたいというふうに思っております。それが3点目でございます。

最後の4点目でございますが、キャリア教育の充実ということで、これは産業人材の育成にしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

子供たち一人一人が、社会的・職業的な自立に向けて、今後必要となる能力ですとか、

態度を育むことは非常に大事なことです。自立した社会人になる学びの場だと思っております。そういう中で、自分らしい生き方を育んでいくというような教育になることができればなというふうに思っております。

今、熊本は、若者の県外流出が非常に大きな課題ともなっております。私は、私ごとですが、知事部局で一番長くいた部局は商工観光労働部でございました。そういった意味で、今後とも地域の産業界ですとか、経済界との連携をこれまで以上に強化して、しっかりと地域産業の担い手となるような人材の育成に努めていきたいというふうに思っております。

以上4点をお話しさせていただきました。

今後、10年から20年ぐらいで、今ある仕事の半分ぐらいが、AIいわゆる人工知能に取ってかわるといような、私からすると非常に恐ろしい、ある意味怖いような時代が来るというふうに言われています。いわゆる人間は、それを上回る豊かな感性だったり、それを上回る知力で世の中を切り開いていく必要が来ているんだろうなというふうに思っております。

ただ、どのような時代であっても子供たちは多くの可能性を持っていると私は信じております。そういった意味で、熊本の子供たちが、それぞれに夢を持って、さまざまな困難があってもそれを乗り越えて、自分らしい生き方、自分で可能性を切り開いていく、そのような生き方を模索してほしいと願っております。

もとより大変微力ではございますが、今後とも、子供たちのために、教育委員会、関係機関と連携しながら、精いっぱい一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、どうぞ各委員の皆様方におかれましても、引き続き御支援、御協力をよろしく願いいたします。お世話になります。

○瀧上陽一委員長 意気込みがよくわかりました。ありがとうございます。

執行部のほうから報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、田村教育政策課長から報告をお願いします。

○田村教育政策課長 それでは、復旧・復興プランの改訂について御説明をいたします。

お手元に4種類の資料を用意してございます。

1つ目が、今回の改訂のポイントをまとめましたA4の1枚の資料、そして復旧・復興プランの本編、ちょっと厚うございます。それと、その概要をA3のカラー2枚にまとめたもの、そして最後に、主な取り組みのロードマップを用意させていただいております。

熊本地震からの復旧・復興プランにつきましては、8月3日に策定いたしまして、前回の総務常任委員会で御説明しておりますが、その際、プランの本編とロードマップについて、再度全庁で作業し、9月末ごろをめぐりに改訂を行うことをお約束しておりました。

前回の御報告から約1カ月半で再度の御報告となりますが、今回の改訂のポイントについて御説明いたします。

なお、前回のプラン公表時においては、総務常任委員会のみでの御説明でございましたが、今回のプラン改訂につきましては、本日及びあすの各常任委員会で、同じ資料を使い、各部筆頭課から御報告をいたすこととしております。

まず、お手元の資料の平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂についてと書かれたA4、1枚の紙をごらんください。

今回の改訂のポイントは、大きく3つございます。

まず1つ目は、熊本地震の被害額について

です。

これまでも、例えば、公共土木施設、農林水産関係、商工関係といった項目ごとは被害額の公表を行っておりますが、県全体の集計額としては今回が初めての公表となります。トータルで約3.8兆円となりました。各項目の被害額については、プラン本編の2ページに内訳が記載されております。

地震発生から約5カ月が経過し、各分野の被害状況の把握が進んだこと、復旧、復興に必要な施策の充実強化を図るためには、被害の実態をより正確に把握する必要があることから、被災自治体や関係機関からの聞き取りなどを踏まえ、試算をしたものとなります。

お手元のA4の資料、枠囲みの中にも記載しておりますが、5月23日に国の内閣府が試算した影響試算では、県全体の被害額の推計について、約1.8兆円から3.8兆円と2兆円の幅を持って公表されておりました。

今回、県の試算におきましても、その上限であり、アッパーにおさまる金額となっております。一番大きな金額は、建築物、住宅関係で2兆377億円となっております。

2つ目は、復旧・復興プランの「概ね4年間の取組み」の充実・明確化でございます。

8月3日に策定いたしました当初のプランでは、復旧、復興に向けた道筋を県民の皆様にも早期にお示しするため、痛みの最小化を目指した早急な対応として、主に平成28年度の取組みを中心に整理しておりました。

今回の改訂では、初期の対応から復旧、復興のステージへ進む中で、新たな熊本の創造に向けたおおむね4年間の取組みを充実、明確化いたしております。

具体的には、A3カラーの概要版をごらんください。

1枚目のものは、8月の策定時からの変更はございません。

資料右側でございます新たな熊本の創造に

向けたおおむね4年間の取組みについて、今回の改訂で内容の充実と明確化を図っており、その具体的な内容をもう一枚のカラー版に整理しております。

大きな柱としましては、(1)から(4)の4つの柱、(1)安心して希望に満ちた暮らしの創造、安心・希望を叶える、(2)未来へつなぐ資産の創造、未来の礎を築く、(3)次代を担う力強い地域産業の創造、地域の活力と雇用を再生する、(4)世界とつながる新たな熊本の創造、世界に挑み、世界を拓くを掲げておりますが、その中の13の施策ごとに具体的な取組み、施策を書き出しております。

最後の3つ目は、ロードマップの内容の一部修正と項目の追加となります。

お手元のA4の資料の裏面をごらんください。

被災された方々の生活再建や事業再開を後押しするためには、復旧、復興に向けた取組みの今後の見通しをよりわかりやすい形でお示しし、県民と共有していく必要がありますが、今回の改訂では、ロードマップについても取組みの進捗に応じた内容の修正と現時点でスケジュール等の整理ができた4つの項目について追加記載を行っております。

追加する4つの項目は、お手元の資料の枠囲みのおりですが、別添のロードマップの目次では、ナンバー20、24、25、28になります。

ナンバー20の復興を担う人材の確保・育成と若者の県内就職促進につきましては、UIJターンの支援強化により、熊本の復興に貢献したい人材の呼び込み、定着を図るものや、今後、人材不足が見込まれる分野において、国、学校、産業界と連携した施策により、復興に必要な人材の確保、さらには若者の県内定着を図る取組みでございます。

24、カントリーエレベーターや選果場などの共同利用施設の復旧・再編と災害時補完体制の構築については、これはもう農政の事業

でございますが、被災した共同利用施設の復旧に合わせ、再編統合による補完体制強化を図るものでございます。

続きまして、25の農業生産を支える労働力確保対策と産地づくりの推進につきましても、同じく農業分野ではございますが、災害時の労働力補完体制の整備を契機に、生産力を強化し、競争力のある産地づくりを行うものでございます。さきに説明した24とあわせまして、創造的復興の取り組みとしても位置づけできるものでございます。

最後に、28の国際スポーツ大会等を通した復興する熊本の世界への発信につきましても、国際スポーツ大会の準備を着実に進め、確実に成功させるとともに、熊本の復興の姿と感謝の心を世界に向け発信していくロードマップを示してございます。

その他の項目につきましても、個々の説明は省略しますが、進捗に合わせた内容修正を行っております。

その中で、ナンバー16につきましては、熊本城を初めとした歴史・文化の再生・継承について、工程表の一番下の欄に被災文化財等復旧復興基金の設置、先ほど御説明しました基金の設置などの取り組み上の進捗状況を踏まえた追加記載を行っております。

プラン内容につきましては、引き続き各部での検討、取り組みの進捗に応じて、精査とプランへの反映を図ってまいりますとともに、プランに基づき全庁体制で熊本の復旧、復興に取り組んでまいります。

以上が改訂内容の御説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○淵上陽一委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等4件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これもちまして、第4回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後0時20分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長